

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日(金)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 4階 大会議室1

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|------------|
| 会長 | 19番 | 土山 浩二 | | | |
| 副会長 | 2番 | 金藤 祐治 | 8番 | 山田 清 | |
| 委員 | 1番 | 米田 健一 | 3番 | 村上 智彦 | 4番 吉原 正紀 |
| | 5番 | 松森 智 | 6番 | 安井 常人 | 7番 上峠 数博 |
| | 9番 | 高本 博文 | 10番 | 村上 正 | 11番 中司 睦枝 |
| | 12番 | 大西 寛幸 | 13番 | 岡本 幸平 | |
| | 15番 | 片山 博 | 16番 | 高橋 泰登 | 17番 八津川 和司 |

欠席委員 2人(14番 原 弘子, 18番 檜原 生夫)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

| | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 江良 宗登 | 中司 邦弘 | 笠井 博志 | 檀上 健 | 行廣 文徳 | 杉谷 智章 |
| 小川 隆三 | 上 清五郎 | 宮迫 徹也 | ————— | 奥本 浩己 | 宮地 眞良 |
| 松浦 徳和 | 村上 佐代子 | 藤岡 正宏 | 江田 敏道 | 佐々木 崇 | 植原 宗哉 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明申請について
- 議案第9号 尾道市空き家バンクに付随する農地指定について
- 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その1)
- 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その2)
- 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その3)
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その4)
- 議案第15号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

(3) 農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について

第3 議案(報告事項)

- 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
- 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 主田 孝弘 泉 唯

8. 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 会 長 | あいさつ（省略） |
| 議 長 | それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は10番・村上正委員、11番・中司睦枝委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。 |
| 議 長 | それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第5号、申請番号19番から24番までを議案書をもとに説明） 申請番号19番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は田、面積は202㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は1,520㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号20番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸門田の5筆、現況地目は田が4筆、畑が1筆、面積は合計で1,527㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。 今回、空き家バンクに登録の空き家とともに、付随する農地を購入したものです。 譲受人の経営面積は、新規就農者なのでありませんが、今回、空き家バンクに登録の空き家とともに付随する農地を購入したもので、下限面積の100㎡を要件を充たします。 この申請については、2月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号21番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向東町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で306㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は1,612.95㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、2月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 |

申請番号22番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の10筆、現況地目は畑、面積は合計で1,119㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は3,895.30㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、2月6日、吉原委員、原委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号23番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は575㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は851㎡ですが、今回申請の575㎡を足すと1,426㎡となり、
下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、2月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号24番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島原町の1筆、現況地目は畑、面積は379.30㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は7,597.66㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、2月8日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号19番から24番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。

(補足説明なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号19番から24番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第6号、申請番号2番から3番を議案書をもとに説明)

申請番号2番、所在は、浦崎町の1筆、地目は田、農振農用区域外、100㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は道路用地で、進入路の舗装が計画されています。

申請人は、この度、住宅への進入路として使用したいというものです。

この申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号3番、所在は、因島田熊町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計197㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種農地と考えられます。転用目的は一般住宅で、一般住宅1棟48.4㎡、合併浄化槽、駐車場1区画が計画されています。

申請人は、この度、宅地として利用したいというものです。

この申請は過去3条の許可を受けていましたが、その申請の時点で本件建築物がありましたが、その時点では、本件所在地とは別に借家を居住地としており、本件建物は農業用倉庫として活用するとの報告を受け、農業用倉庫の申請を指導していましたが、借家を引き払いこの度住宅として使うとの申し出があり、申請に際しては顛末書が添付されています。

この申請については、2月7日、村上委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

調査担当委員から補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

(補足説明なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番から3番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第7号、申請番号12番から17番までを議案書をもとに説明)

申請番号12番、申請内容は、売買による所有権の移転です。所在は浦崎町の1筆、地目は田、現況は宅地、農振農用地区域外、317㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積109.31㎡、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得し、住宅を新築したいというものです。

この申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号13番、申請内容は、使用貸借権による権利の設定です。

所在は浦崎の1筆、地目は畑、農振農用地区域内、1187㎡の内342㎡の一時転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、浦崎支所から500m以内に位置していることから、農地区分は市街化2種と考えられます。

転用目的は事務所用地で、プレハブ事務所37.26㎡、駐車場7区画が計画されています。

借受人は、申請地を無償で借り受け、一時的な仮設事務所を設置したいというものです。

期間は、許可後から令和5年5月15日までで、農地に復元予定です。

申請番号12番と13番の申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号14番、申請内容は、交換による所有権の移転です。
所在は向東町の1筆、地目は宅地、農振農用地区域外、12㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、駐車場の一部が計画されています。

譲受人は、申請地を自宅敷地として一体的に利用しており、この度、隣接に居住している譲渡人との間で、自宅敷地を互いに使いやすいものとするため、この度分筆し、譲渡人所有の宅地と交換し、自宅駐車場の一部として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号15番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。
所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、6.61㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は駐車場用地で、駐車場1区画が計画されています。

譲受人は隣接地に居住しておりますが、駐車場が不足していることから、申請地を取得し、自家用駐車場として利用したいというものです。

なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号14番・15番については、2月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号16番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、119㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、家庭菜園が計画されています。

譲受人は、因島中庄町に本店を置く船舶部品の加工業を営む法人で、隣接宅地及び現在、空き家となっている住宅を同時に取得し、家庭菜園として宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、2月7日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号17番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は瀬戸田町林の1筆の一部、地目は畑、農振農用地区域外、908㎡のうち150㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、土地改良事業（農業構造改善事業）を施行した農地であり、農地区分は第1種と考えられます。

転用目的は事務所用地で、事務所兼倉庫1棟、建築面積54.94㎡、駐車場2区画が計画されています。

借受人は、同地区内で電気工事業を営む個人事業主であり、この度、父名義の土地の一部を借り受けて、事業に必要な事務所及び倉庫を建築したいというものです。

本件農地は、第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅そのた申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、2月8日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

なお、本件は第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

調査担当委員から、補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。

（補足説明なし）

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号12番から17番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、申請番号17番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 次に、議案第8号「非農地証明申請について」を議題といたします。 |
| 事務局 | 事務局より説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第8号、非農地証明申請について、ご説明いたします。 (議案第8号、申請番号3番を議案書をもとに説明) 申請番号3番、瀬戸田町林の1筆、現況地目は宅地、面積は67㎡です。利用状況は、昭和44年頃に小屋が建てられ、現在に至っています。農振農用地区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。この申請については、2月8日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。 |
| 議 長 | ただいま、事務局より説明が終わりました。 調査担当委員から補足説明があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明、質問、意見なし) それでは、農業委員による採決に入ります。 申請番号3番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第9号「尾道市空き家バンクに付随する農地指定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第9号、尾道市空き家バンクに付随する農地指定について、ご説明いたします。 (議案第9号、申請番号1番を議案書をもとに説明) 申請番号1番、申請地は因島田熊町の1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は621㎡です。参考に図面をつけておりますのでご覧ください。 申請者は、当該地域の下限面積1,000㎡を充たさないため、空き家バンクに付随する農地として指定登録し、空き家と農地をセットで売却することを希望しています。 空き家は、木造瓦葺1階建、延床面積97.52㎡、築20年で、農地については、空き家を囲む形で隣接しており、無理なく耕作できる範囲にある状況です。 この申請については、2月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 この農地は、尾道市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領第4条各号の適用条件の全てを満たすと考えます。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>調査担当委員から補足説明等があれば挙手のうえ発言してください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>それでは、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号1番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。</p> <p>(議案第10号、申請番号1番から65番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号1～64番については、関連案件のため、一括して説明いたします。</p> <p>申請番号1～64番、土地の所在は 御調町の丸門田、今田、植野、野間の全142筆 合計面積は、223,099.43㎡です。</p> <p>利用目的は、水稻221,725.43平米、果樹1,374㎡、権利の種類は、賃貸借権の設定が200,899㎡、使用貸借権の設定が22,200.43㎡、契約期間は令和5年4月1日から令和15年12月31日です。</p> <p>これらの農地は、現在、御調町にある農事組合法人が借り受けをしている農地で、令和5年3月31日に利用権の終期を迎えるのを機に、農地中間管理機構を通じ、引き続き借り受けを希望している農地です。</p> <p>申請番号65番、土地の所在は、瀬戸田町宮原字前大鳥居、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,097㎡、他3筆で、合計面積は、5,580平方メートルです。</p> <p>権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和5年3月2日から令和15年12月31日です。</p> <p>これらの農地については、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説なし)</p> <p>それでは、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号1番から65番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分その1）」を議題といたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長代理 | <p>この議案については、私に関する議案がありますので、議長を山田副会長と交代します。</p> <p>(議長 山田副会長に交代)</p> <p>ただいま議長を交代しました。</p> <p>この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、19番・土山浩二委員の退室を求めます。</p> <p>[19番・土山浩二委員 退室]</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）、ご説明いたします。</p> <p>(議案第11号、申請番号66番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号66番、土地の所在は、御調町植野字国平、地目は登記現況ともに田、面積は6,722㎡、他1筆で、合計面積は8,683㎡です。</p> <p>権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり7,700円、利用目的は水稻、契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日です。</p> <p>この農地は、個人が利用権で借り受けしていましたが、御調町にある農事組合法人が、引き継いで借り受けし、耕作するものです。</p> |
| 議長代理 | <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>補足説明等がある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明なし)</p> <p>それでは、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号66番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> <p>退室した19番・土山浩二委員の入室を求めます。</p> <p>[19番・土山浩二委員 入室]</p> <p>ここで、議長を土山会長と再度交代します。</p> <p>[議長 土山会長に交代]</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分その2）」を議題といたします。</p> <p>この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、2番・金藤祐治委員の退室を求めます。</p> <p>[2番・金藤祐治委員 退室]</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第12号、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第12号、申請番号67番を議案書をもとに説明)</p> |

申請番号67番、土地の所在は原田町小原字黒崎、地目は現況登記ともに田、面積は461㎡です。
権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は1筆あたり5,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日です。
この農地は、令和5年3月31日に利用権の終期を迎えるため、このたび更新するものです。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号67番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

退室した2番・金藤祐治委員の入室を求めます。

[2番・金藤祐治委員 入室]

議長

次に、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分その3）」を議題といたします。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、16番・高橋泰登委員の退室を求めます。

[16番・高橋泰登委員 退室]

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

(議案第13号、申請番号68番を議案書をもとに説明)

申請番号68番、土地の所在は、浦崎町字洲ノ渡、地目は、現況登記ともに田、面積は658㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は水稻、契約期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日です。

この農地は、令和5年3月31日に利用権の終期を迎えるため、このたび更新するものです。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号68番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

退室した16番・高橋泰登委員の入室を求めます。

〔16番・高橋泰登委員 入室〕

議長

次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分その4）」を議題といたします。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、15番・片山博委員の退室を求めます。

〔15番・片山博委員 退室〕

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第14号、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

（議案第14号、申請番号69番を議案書をもとに説明）

申請番号69番、土地の所在は、瀬戸田町高根字切江、地目は、現況登記ともに畑、面積は762㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日です。

この農地は、令和5年3月31日に利用権の終期を迎えるため、このたび更新するものです。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号69番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

退室した15番・片山博委員の入室を求めます。

〔15番・片山博委員 入室〕

議長

次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第15号、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

（議案第15号、申請番号70番から75番を議案書をもとに説明）

新規就農分の申請番号70～75のみ説明させていただきます。

なお、経営規模の拡大などによる「新規分」の申請番号76から89までと利用権の設定を更新する、または利用権の設定が終わって1年未満の農地について、新たに利用権の設定を行うといった「更新分」にかかる申請番号90から158までは説明を省略させていただきます。

申請番号70～75番については、関連案件のため、一括して説明いたします。

申請番号70～75番、土地の所在は、因島中庄町及び因島重井町の全6筆、地目は、現況登記ともに畑、合計面積は、9,357㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、申請番号70と71については、全体で10,000円、申請番号72から75については、10aあたり10,000円です。

利用目的は野菜、契約期間は、申請番号74は令和5年4月1日から令和10年3月31日、申請番号70から73と75は令和5年4月1日から令和15年3月31日です。

借受人は、因島三庄町で鉄工会社を営む法人であり、農業経営が主な業種でないことから、解除条件付きでの貸借となります。

大手農業機械メーカーの協力を得て、さつまいもや大豆などを栽培し、地元の小学生の農業体験の場にしたいという話を聞いております。

この申請については、2月7日に村上智彦班長、村上佐代子委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号70番から75番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。

この審議事項は、先ほど審議、決定しました議案第10号の農地中間管理機構から担い手への配分計画です。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

今回は2件146筆の農用地利用配分計画(案)についてです。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

申請の1件目、番号1～142番、御調町の丸門田4筆、今田50筆、野間66筆、植野22筆の合計142筆、計223,099.43㎡についてです。

こちらは現在令和5年3月31日まで利用権設定されており、次の10年の更新を農地中間管理機構を介した転貸に切り替えるものです。

農地中間管理機構から転貸後は、農事組合法人の水稲などの生産用地として使用されません。

権利の種類は、賃貸借権と使用貸借権で、存続期間は令和5年4月1日から令和15年12月31日までです。

次に申請の2件目、番号143番～146番、瀬戸田町宮原の2筆と瀬戸田町御寺の2筆、合計5,580㎡です。

農地中間管理機構から転貸後は、認定農業者の果樹の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和15年12月31日までです。

補足として、借受人は竹原市の認定農業者で農業委員もされています。
竹原市では以前から農地中間管理機構を利用され野菜などを耕作されておられます。
この度、親交のある土地所有者から、借受人へ耕作を依頼し、機構を介した転貸をすることとなったものです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号70番から75番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、審議事項(3)「農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について、ご説明いたします。

農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について(案)、令和2年6月30日付け農業委員会告示第7号(農地法第3条下限面積の別段面積の設定について)は、令和5年3月31日限りで廃止します。

令和5年4月1日に改正農地法が施行され、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の下限面積の要件が廃止されるため、令和2年6月30日に告示した各区域及び尾道市空き家バンクに付随する農地の下限面積の設定を令和5年3月31日限りで廃止するものです。

今後、令和2年6月30日の告示を廃止する告示をします。また、下限面積の廃止について、市のHPに掲載する他、行政書士会へ通知します。

申請については、3月申請から下限面積の要件なしで受付をすることになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

| | |
|-----|--|
| | <p>挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、報告事項に入ります。 報告第8号から第11号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p> |
| 各委員 | <p>次に、その他に入ります。 各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 (活動状況報告：省略)</p> |
| 議 長 | <p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(その他・連絡事項について説明)</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> |
| 事務局 | <p>(質疑応答)</p> |
| 議 長 | <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p> |
| 副会長 | <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。</p> |